

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C支社に雇用され、管理・営業渉外の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事務所のレイアウト変更作業中、システムパネルを持ち上げようとした際、思い切り力を入れたところ腰・背中に痛みを感じたという（以下「本件災害」という。）。請求人は、同月〇日、Dクリニックを受診し、「急性腰痛症」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し、「筋筋膜性腰痛症、腰椎椎間板炎」と診断された（以下、これらの傷病を「原傷病」という。）。

請求人は、原傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものであると認め、療養補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月頃に、腰痛等が出現したとして、同年〇月〇日、Dクリニックを受診し、「急性腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は原傷病が再発したものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

- 2 原処分庁
(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定
(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日の本件災害により負傷し、完治していない状態で痛みが継続しており、平成〇年〇月にDクリニックを受診した旨主張するので、以下検討する。

(2) E病院の診療録によれば、請求人は、平成〇年〇月に3日間通院した後、同年〇月〇日受診したが、その際の診療内容は、問診とストレッチであることが確認でき、その後の受診は認められない。

また、本件における医学的見解をみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月に3日間受診した後、平成〇年〇月〇日、再度受診に訪れた。平成〇年〇月に腰痛はいったん治まったが、平成〇年〇月から誘因なく腰痛が再燃してきたため治療希望。下肢神経学的所見に異常はない。腰椎レントゲンにて軽度の変形性腰椎症を認めるのみ。請求人の傷病は症状固定と考えられる。」と述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見を踏まえた上で、要旨、「腰椎レントゲンにて軽度の変形性腰椎症が認められる。当初の負傷以降、腰部に対する災害的な出来事も確認できないことから、基礎疾患で

ある腰痛が再燃したにすぎず、当初の災害による腰痛が再発したとは医学的に認められない。」と述べている。

(3) 請求人の傷病の状態と治癒にかかる上記医師らの所見を踏まえると、当審査会としても、請求人の原傷病は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒（症状固定）に至っており、その後、増悪したとも認められないことから、本件傷病が原傷病の再発であるとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。